## 山形県公報 第3012号

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成29年6月2日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成31年1月8日付けで山形県知事から通知があった。

平成 31 年 1 月 18 日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田		夫
山形県監査委員	加	藤		香

所 管 課	監 査 結 果	措置の内容
税政課	(保存年限を経過した文書の廃棄について) 一部の総合支庁において、保存年限を経過後の簿冊を書庫で保存していた。 保存年限を経過した県税の賦課・徴収等に関する文書は、個人情報等機密性の高い文書が含まれていることから、保存年限に到達した文書については適切に廃棄処分する必要がある。	平成29年2月17日に開催した 各総合支庁税務担当課長を招集 した会議において、本指摘につい て説明の上、適切な文書の廃棄を 指示した。 各総合支庁において、保存文書 の点検・確認を行い、保存年限の 延長を要する簿冊を除き、廃棄処 分の措置を講じた。